

愛媛県本部・第 R6-00016号
令和7年1月21日

会員 各位

公益社団法人全日本不動産協会
愛媛県本部
本部長 上谷 進

「宅地建物取引業者票の改訂」に伴う新業者証の作製等について

標記の件について、「第14次 地方分権一括法」（令和6年法律第53号）の施行に伴い、令和6年6月28日に「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第70号）等が公布され、令和7年4月1日より次のとおり宅地建物取引業者票（様式第9号）の様式が変更されることになりました。この件については、既に全日総本部、及び愛媛県本部からもメールにて既にご周知のことと思います。つきましては、会員様のご負担を最小限にすべく、「紙製：宅地建物取引業者票」を無料にて送付させていただきますので、是非、ご活用下さい。

なお、この業者票は5年毎に免許番号（ ）内が増えていきますので、送付させていただく「紙製：宅地建物取引業者票」をそのまま使われても問題ありませんが、アクリル板製を希望される方につきましては、下記の通りの金額にて愛媛県本部事務局で受付しますので、お申し込み下さい。

記

【アクリル製：宅地建物取引業者票】

1. 金 額 6,000円（税込み）
2. 梱包及び送料 島嶼部除く愛媛県内 700円

注意

「紙製：宅地建物取引業者票」にご記入の免許番号、代表者氏名、住所につきましては、Mailアドレス登録の会員様には一斉MailにてWord・Excelにて作成できるフォーマットを送付させて戴きます。また、弊協会愛媛県本部のHPにも掲載しますので、PCにてご記入後に印刷、切り貼りして、ご利用下さい。

（但し、紙製業者票のフォントは印刷会社がモリサワのUD新丸ゴ Pr6：有料で作成していますが、送付させて戴きますフォーマットのフォントはよく似たPC内にある無料のDHP平成ゴシック W5で作成となりますので、ご容赦ください。）